令和７年度県外展示商談会島根県ブース
出展者募集要領（SMTS）

1. 展示商談会概要

以下の展示商談会に「島根県ブース（以下、県ブース）」を設置します。

① 第６０回スーパーマーケット・トレードショー２０２６（以下、SMTS）

開催期間	令和８年２月１８日（水）～２０日（金）
開催場所	幕張メッセ（千葉市美浜区中瀬２－１）
主催者	一般社団法人全国スーパーマーケット協会
公式 HP	https://www.smts.jp/jp/index.html

※「アグリフード EXPO 東京」「フードストアソリューションズフェア」の出展者募集は終了しました。

※今年度は「東海スーパーマーケットビジネスフェア」と「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」には、県ブースを設置しません。

2. 出展者募集の概要

（１） 出展対象

出展者：以下のいずれかの条件に該当

１）島根県内の農林漁業者（以下、個別出展Ａ）

２）島根県内に事業拠点をもつ食品の加工・製造事業者（以下、個別出展Ｂ）

３）上記に該当する複数の事業者による任意団体（※１）（以下、団体出展）

４）支援機関（協議会、商工会、市町村等）（以下、支援機関出展）

※１　団体出展は、初出展の事業者がいる場合のみ（１社で１小間を構えるには、商品数や商談に不安のある事業者に向けた出展方法です）

※２　募集数を超えた申込みがあった場合、個別出展Ａ及び個別出展Ｂを優先して選定します。

出展商品：以下のいずれかの条件に該当

１）島根県産の農林水産品（※１）

２）島根県内で加工製造された食品・飲料等

３）島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品・飲料等

※１　鳥取県境港市で水揚げされた魚介類を含む

※２　支援機関出展の場合、出展商品は下記条件を満足すること

①商品の事業者は個別出展Ａまたは個別出展Ｂに該当すること

②上記出展商品条件１）～３）のいずれかに該当すること

（２） 出展要件

１）主催者の出展規約ほか、適時発表される内容に承諾いただけること
詳細は、各展示商談会の公式 HP をご確認ください

２）本募集要領の内容に承諾いただけること

３）島根県ブースとして出展し、以下の内容に承諾いただけること

- 資材等の搬入搬出作業ができること
- 会期中すべての期間、最終日の終了時刻まで会場での来場者対応ができること
- 商品のみの展示不可

・　県ブースの装飾は県で統一
・　県ブース内の配置は県で決定する

４）出展予定商品のうち「一押し商品（※１）」を「しまね食品バイヤーズカタログ（※２）」に登録していること

※１　「一押し商品」の選定については、出展者決定後に案内します

※２　しまねブランド推進課運営 HP（https://www.shimane-f-buyers.jp/）「しまね食品バイヤーズカタログ」への新規メーカー登録は、１週間程度かかる場合があります。商品登録は、即日登録可能です。

５）県で作成するバイヤー向けパンフレット（チラシ）に掲載する「一押し商品」の写真データおよび商品説明を「しまね食品バイヤーズカタログ」から転用することを了承できること

６）各展示商談会終了後、県で実施するアンケート（２ヶ月後、６ヶ月後）に協力できること

７）食品表示について、食品表示法等の関係法令に遵守していること
出展商品は食品表示法・食品表示基準に対応していること

（３）募集数

３５事業者程度

※原則、１事業者・団体につき１小間

（４）負担金

１）個別出展Ａ、個別出展Ｂ

出展回数	１～３回目	４回目以降
負担金（税込）	55,000 円	218,000 円

※　出展回数は、各展示商談会において、県助成を受けて出展した回数（複数事業者による団体出展の回数も含む）

２）団体出展

負担金＝団体内の各事業者の出展回数に応じた負担金の総額／団体内の事業者数

３）支援機関出展

負担金（税込）	572,000 円

４）負担金に含まれるもの

出展小間展示スペース	W1.5m×D1.5m
システム背面壁	×
システム側面版	×
スポットライト ×１式	○
社名板	○

展示用テーブル×１台	W1.5m×D0.6m
作業用テーブル×１台	○
ヨーカン棒×１本	○
パイプ椅子×１脚	○
コンセント（100V）×１回路	○
電気使用料（容量上限有）	○
水道使用料	○
バックヤード内共同備品 （※２）	○

※１　備品の有無やサイズは変更となる可能性がある。

※２　バックヤード内共同備品は次のとおり。

・２層シンク
・冷凍冷蔵庫
・共用テーブル（W1200×D600）
・資材運搬用の台車

※３　上記以外の備品や容量を超える電気使用料などの費用は、出展者負担です。
レンタル手続きについては、出展決定後にご案内予定です。

※４　交通費、宿泊費、送料等の経費は、出展者負担となります

参考）負担金の考え方

・　個別出展Ａ、個別出展Ｂにおける各展示商談会の負担金＝（各展示商談会の募集時点での「県ブース」運営経費相当の小間料／募集数）×各事業者の負担割合

・　負担割合の考え方は次のとおり

（出展回数）	（負担割合）
１～３回目	１／８
４回目以降	４／８

※　県は補助金の考え方を参考に、原則、１／２を補助することとしています。
しかし、新規出展を促す目的のため、出展回数の少ない事業者については、補助率の引き上げを行っています

※　県ブース運営経費相当額は、各年度で異なります

・　支援機関出展における各展示商談会の負担金＝各展示商談会における主催者提示の基本出展規格１小間単価＋１募集数当たりの各展示商談会の募集時点での県ブース運営経費相当の小間料

（５） 出展者の決定（先着順ではありません）

１）出展申込内の質問事項（審査対象項目）、出展回数などに基づき審査し、出展者を決定します。

募集数以上の申込があった場合や上記出展対象条件を満たさない場合は、県ブースに出展できない場合があります（県による出展をお断りした場合でも、事業者単独での出展は可能です）。

２）審査結果は、７月中にメール（担当者宛）にて通知する予定です。

３）負担金のお支払いについては、別途ご案内します。

４）出展正式決定後の出展取り止め（キャンセル）は、原則出来ませんので、ご注意ください。なお、負担金支払い後に出展取り止めした場合、負担金の返金はできませんのでご承知おきください。

５）出展正式決定後に出展取り止め（キャンセル）した場合は、出展回数に加算しますので、ご承知おきください。

（６） 留意事項

１）各展示商談会の出展に対して、国・県・市町村・商工団体などの他事業から出展料以外の経費支援を受けることは可能です（例：旅費・送料・備品レンタル料など）。

※　経費支援を受けることが出来ない項目もありますので、必ず支援を受ける機関へご確認ください。

２）各展示商談会前に、事前説明会及び講習会を予定しています。詳細は出展決定後にご案内します。

３）商談を目的としているため、会場内での商品販売は出来ません。

４）展示商品は、出展者の商品に限ります。出展者以外の展示品を確認した場合は、該当商品を撤去し、次年度以降、県ブースでの出展をお断りする場合があります。

５）出展要件に違反した場合、次年度以降、県ブースでの出展をお断りする場合があります。

６）当募集の結果、申込数が募集数に達しない展示商談会については、追加募集を行うこともあります。

3.　申込・問い合わせ先

下記申請フォームよりお申し込みください。

【申請フォーム】

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/surveys-alias/smts2026

申込み締め切り：令和７年６月２０日（金）

（問い合わせ先）

島根県 しまねブランド推進課　販路拡大係　担当：陶山

TEL 0852-22-5272　FAX 0852-22-6859

E メール　tenjikai2@pref.shimane.lg.jp

当課 HP　https://www.pref.shimane.lg.jp/brand/